

外部指導者（コーチ）規定(案)

恩納村立うんな中学校

本規定は、生徒の心身共に健全育成を目指した部活動における外部指導者（コーチ）のあり方について次のように規定する。

第1条 方針

外部指導者（コーチ）は、学校長の学校経営方針及び部顧問の指導方針を理解し、活動する。

第2条 資格

- (1) 外部指導者（コーチ）は、豊かな人間性を有しているもの。
- (2) 外部指導者（コーチ）は、指導する部に対する十分な知識・技能を有しているもの。

第3条 任期及び委嘱状

- (1) 学校長は、外部指導者（コーチ）に委嘱状を授与する。
- (2) 外部指導者（コーチ）の任期は、学校長が委嘱した日から、年度末（3月31日）までとする。ただし、学校長は特別な事情があるときは、任期満了前に当該外部指導者（コーチ）の委嘱を解くことができる。

第4条 主な活動内容及び留意点

- (1) 当該部活動の技術的指導。
- (2) 当該部活動の練習試合での指導。
- (3) 当該部活動の大会での顧問（監督）補佐。
- (4) 部員の指導に当たっては、部員一人一人の理解に努め、愛情を持って指導する。
- (5) 指導に当たっては、試合に勝つことや強くすることのみを重視した過度の練習、体罰、ことばによる暴力、セクハラを絶対に行わない。
- (6) 技術指導だけではなく、あいさつやマナー等、心の教育も重視した精神的な指導も行う。

第5条 活動上での義務

- (1) 活動上知り得た重要事項は、他に漏らしてはいけない。
- (2) 活動上知り得た重要事項は、外部指導者（コーチ）を退いた後も他に漏らしてはいけない。
- (3) 外部指導者（コーチ）の信用を傷つけ、不名誉になるような行為をしてはいけない。

第6条 生徒や保護者及び職員との関わり

- (1) 生徒との関わり
 - ①生徒との関わりにおいては、顧問の指導のもとに行う。
 - ②言葉遣いは、教育の場にふさわしい言葉遣いをする。
 - ③服装は、教育の場にふさわしい服装とする。
- (2) 保護者との関わり
 - ①保護者との適切な関わりを持つ。
- (3) 職員との関わり
 - ①校長の管理のもと、職員・顧問と連携して指導にあたる。
 - ②常に職員・顧問と連絡調整を行う。

第7条 その他

その他、必要な事項については、学校長の指示に従う。